

一管区水路通報第 2 0 号

令和7年5月30日		第一管区海上保安本部	
第289項	北海道南岸	木古内湾	灯付浮標一時撤去
第290項	北海道南岸	函館港付近及び恵山岬南方～襟裳岬南方	海洋調査
第291項	北海道南岸	函館港	救難訓練
第292項	北海道南岸	苫小牧港及び付近	海洋調査等
第293項	北海道南岸	苫小牧港	観測機器設置
第294項	北海道南岸	襟裳岬東方～納沙布岬南方	海洋調査
第295項	北海道南岸	十勝港	掘下げ作業
第296項	北海道南岸	釧路港南西方	潜水訓練
第297項	北海道南岸	釧路港及び付近	水路測量
第298項	北海道南岸	釧路港	養殖施設設置
第299項	北海道南岸	釧路港	潜水訓練
第300項	北海道南岸	厚岸港及び付近	小型船舶操縦訓練
第301項	北海道東岸	知床岬付近	射撃訓練
第302項	北海道西岸	稚内港	標識灯復旧
第303項	北海道西岸	利尻島北方	魚礁設置作業
第304項	北海道西岸	利尻島	ケーソン進水作業等
第305項	北海道西岸	天売島	灯標について
第306項	北海道西岸	石狩湾港	掘下げ作業
第307項	北海道西岸	瀬棚港	掘下げ作業
第308項	北海道西岸	奥尻島	魚礁設置
第309項	本州東岸	尻屋埼東方	射撃訓練
第310項	本州北西岸	龍飛埼西南西方	射撃訓練

=====

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせ先
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係
〒047-8560 小樽市港町 5 番 2 号 小樽地方合同庁舎(5階)
TEL (0134) 27-0118(内線2515) FAX (0134) 27-6190

=====

- 船舶交通安全のための情報提供について
海上保安庁は、船舶交通の安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により提供しています。その概要は次のとおりです。

「水路通報」

種 類	情報内容	使用語	提供方法
水路通報	海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶交通の安全に必要な情報等	日本語 英語	インターネット、 印刷物
管区水路通報	管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報	日本語 英語	インターネット(原則として毎週1回又は随時)

※各種水路通報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

「航行警報」

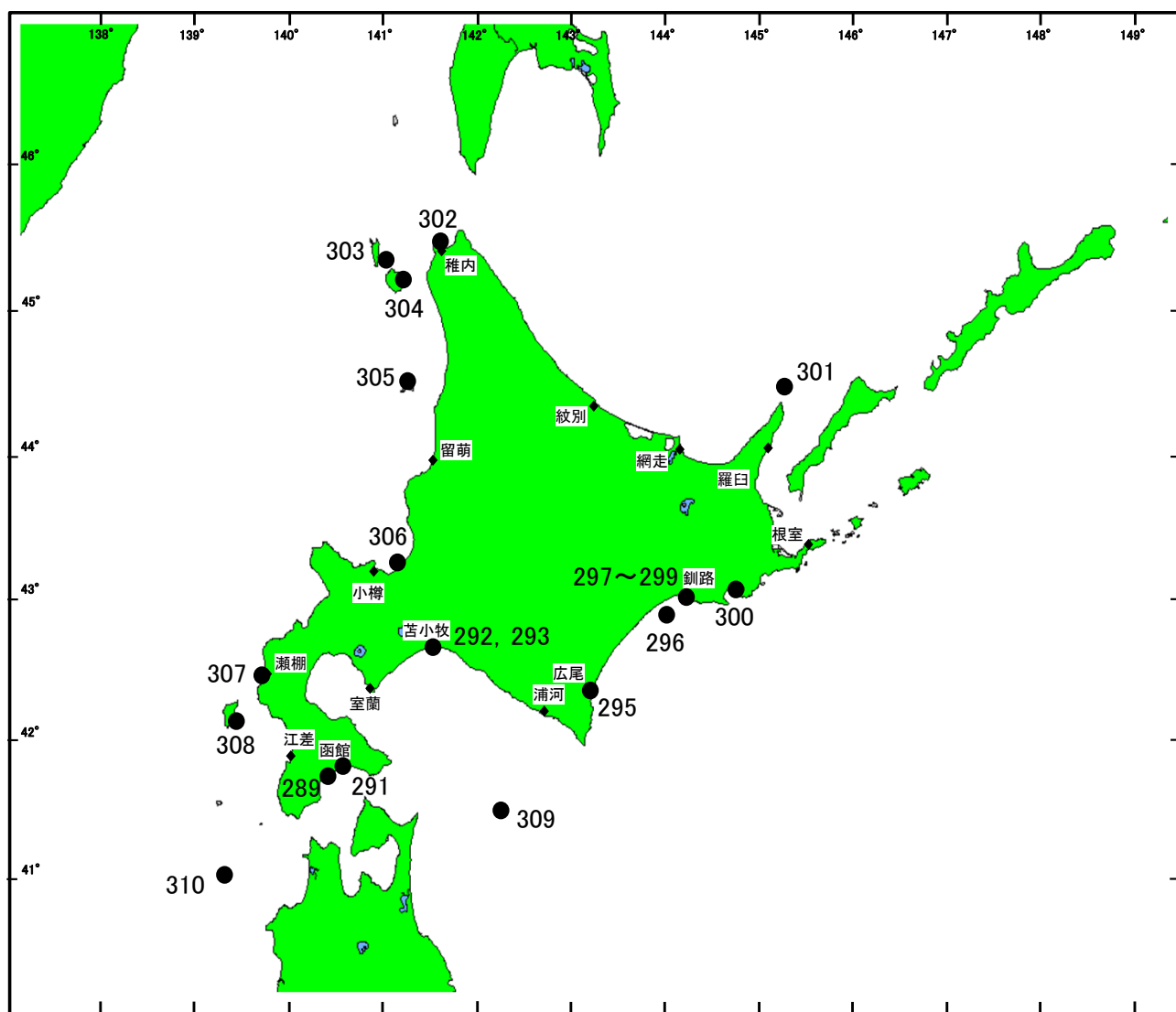
水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用ください。

種 類	対象海域	提供頻度	使用語	提供方法
地域航行警報	港則法適用港及び付近	随時、定時(1日2回)	日本語 英語	無線電話 インターネット
NAVTEX航行警報	距岸約300海里以内の沿岸海域	随時、定時(1日6回)	日本語 英語	自動受信方式 インターネット
NAVAREA XI 航行警報	距岸約300海里以遠の大洋海域	随時、定時(1日2回)	英語	通信衛星による 自動受信方式、 インターネット
日本航行警報	太平洋、インド洋及び周辺諸海域	随時、定時(1日2回)	日本語	インターネット等

※各種航行警報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>

索引図



※概略の位置又は区域を●印で示す。数字は項数。

●印で表現できない広範囲に及ぶ290、294については各項を参照ください。

7年289項 北海道南岸 — 木古内湾 灯付浮標一時撤去

下記位置の灯付浮標は、点検整備のため一時撤去される。

期 間 令和7年6月2日～7月上旬

位 置 下記7地点

(1) 41-37-33N 140-28-56E

(2) 41-37-29N 140-28-51E

(3) 41-36-58N 140-28-57E

(4) 41-36-22N 140-28-27E

(5) 41-35-46N 140-27-57E

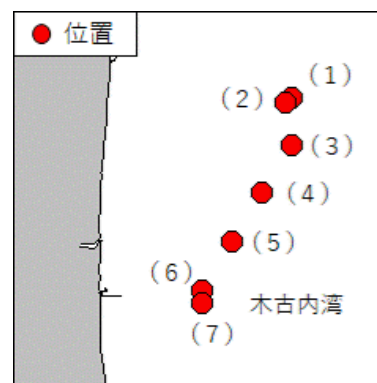
(6) 41-35-10N 140-27-27E

(7) 41-35-00N 140-27-27E

備 考 一時撤去中、上記(1)、(6)に仮灯付浮標(赤色 1秒1せん)が、
上記(2)、(7)に仮灯付浮標(緑色 1秒1せん)が、
上記(3)～(5)に仮灯付浮標(黄色 1秒1せん)が設置される。

海 図 W9

出 所 函館海上保安部



7年290項 北海道南岸 — 函館港付近及び恵山岬南方～襟裳岬南方 海洋調査

下記区域で、調査船「金星丸(151t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和7年6月9日～13日

区 域 1 下記地点付近

41-40N 140-40E

2 下記7地点を結ぶ線により囲まれる区域

(1) 42-05N 143-00E (岸線上)

(2) 42-00N 143-00E

(3) 41-30N 143-00E

(4) 41-20N 143-00E

(5) 41-20N 141-40E

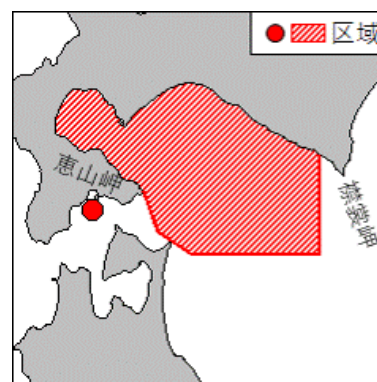
(6) 41-30N 141-20E

(7) 41-49N 141-11E (岸線上)

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W9-W43

出 所 函館水産試験場



7年291項 北海道南岸 — 函館港、第4区及び第5区 救難訓練

下記区域で、回転翼航空機による救難訓練が実施される。

期 間 令和7年6月5日、10日、11日、24日、26日、30日

1045～1145、1400～1630

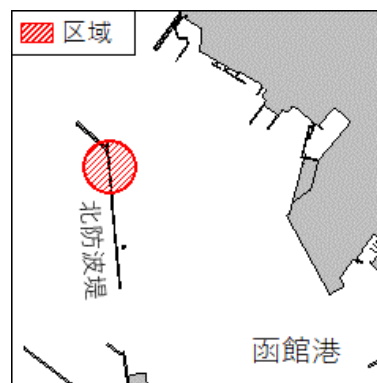
区 域 41-48-15.7N 140-41-56.3E

を中心とする半径150mの円内

備 考 吊り上げ訓練を行う

海 図 W6

出 所 函館航空基地



7年292項 北海道南岸 — 苫小牧港及び付近 海洋調査等

下記位置で、作業船による海洋調査及び観測機器が設置される。

期 間 令和7年6月3日～30日のうち3日程度 日出～日没

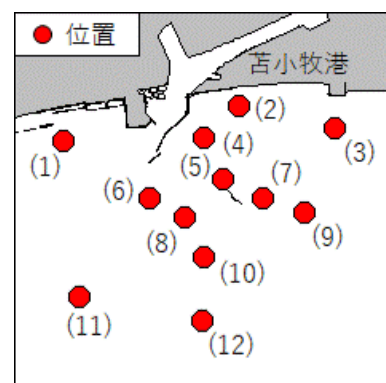
位 置 下記12地点

- (1) 42-37-02N 141-35-31E
- (2) 42-37-31N 141-38-47E
- (3) 42-37-12N 141-40-33E
- (4) 42-37-04N 141-38-07E
- (5) 42-36-30N 141-38-28E
- (6) 42-36-14N 141-37-07E
- (7) 42-36-15N 141-39-13E
- (8) 42-35-59N 141-37-46E
- (9) 42-36-03N 141-40-00E
- (10) 42-35-26N 141-38-07E
- (11) 42-34-53N 141-35-49E
- (12) 42-34-34N 141-38-06E

備 考 停船して観測機器を垂下する
上記(12)地点に観測機器が設置される
観測機器は黄色灯(毎4秒に1せん光)及びレーダー反射器付浮標で標示
警戒船配備

海 図 W1033A-W1036

出 所 苫小牧港長



7年293項 北海道南岸 — 苫小牧港、第4区 観測機器設置

下記位置に海底設置型の観測機器が設置される。

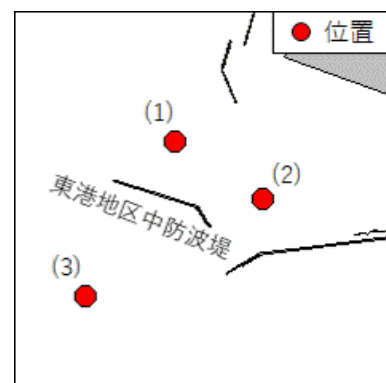
期 間 令和7年6月3日～7月11日

- 位 置
- (1) 42-35-47.2N 141-45-47.1E
 - (2) 42-35-21.8N 141-46-39.8E
 - (3) 42-34-39.4N 141-44-53.6E

備 考 設置、撤去作業時に潜水作業を行う
潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚
(1)の観測機器は黄色灯(毎4秒に1せん光)及びレーダー反射器付浮標1基で標示
(2)の観測機器は黄色灯(毎4秒に1せん光)及びレーダー反射器付浮標2基で標示

海 図 W1033B

出 所 苫小牧港長



7年294項 北海道南岸 — 襟裳岬東方～納沙布岬南方 海洋調査

下記区域で、調査船「北辰丸(255t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和7年6月11日～19日

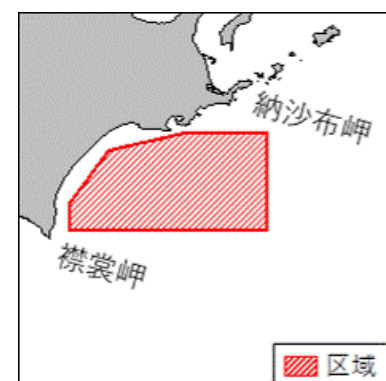
区 域 下記6地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 42-55N 146-00E
- (2) 42-00N 146-00E
- (3) 42-00N 143-30E
- (4) 42-15N 143-30E
- (5) 42-45N 144-00E
- (6) 42-55N 145-00E

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W1032-JP1032-W34

出 所 釧路水産試験場



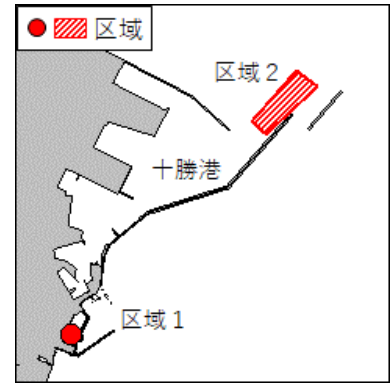
7年295項 北海道南岸 ー 十勝港 掘下げ作業

下記区域で、作業船による掘下げ作業が実施される。

期 間 令和7年6月1日～8月31日 日出～日没

- 区 域
- 1 下記地点付近
 - (1) 42-16-59N 143-19-17E
 - 2 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域
 - (2) 42-18-17N 143-21-02E
 - (3) 42-18-02N 143-20-40E
 - (4) 42-18-06N 143-20-34E
 - (5) 42-18-22N 143-20-53E

備 考 警戒船配備
海 図 W35
出 所 広尾海上保安署



7年296項 北海道南岸 ー 釧路港南西方 潜水訓練

下記区域で、潜水訓練が実施される。

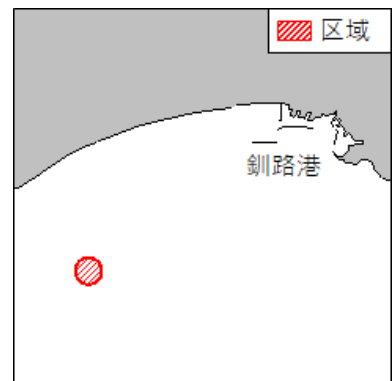
期 間 令和7年6月1日～30日 0800～1700

区 域 42-54.0N 144-09.0E 付近

備 考 潜水訓練中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W1032

出 所 釧路海上保安部



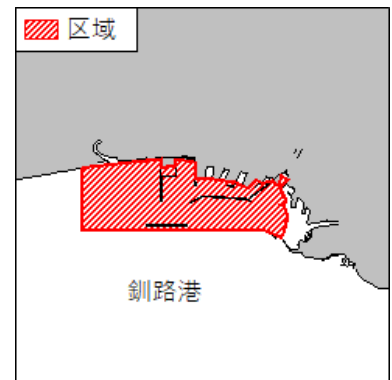
7年297項 北海道南岸 ー 釧路港及び付近 水路測量

図に示す区域で、作業船による水路測量が実施される。

期 間 令和7年6月2日～7月31日 日出～日没

海 図 W31

出 所 釧路港長



7年298項 北海道南岸 ー 釧路港、外港 養殖施設設置

下記区域に、養殖施設が設置されている。

期 間 令和7年11月10日まで

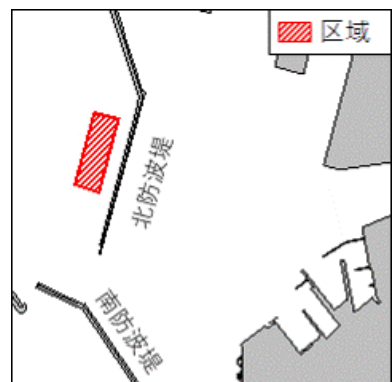
区 域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 42-58-57.9N 144-21-29.3E
- (2) 42-58-48.3N 144-21-25.8E
- (3) 42-58-47.2N 144-21-30.2E
- (4) 42-58-57.1N 144-21-33.8E

備 考 設置区域は、黄色灯付浮標で標示
点検及び撤去時は、潜水作業を伴う
潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W31

出 所 釧路港長



7年299項 北海道南岸 — 釧路港、東区、第1区～第3区及び外港 潜水訓練

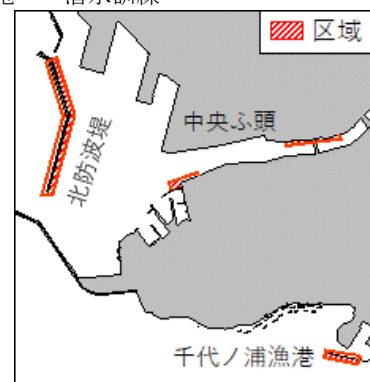
図に示す区域で、潜水訓練が実施される。

期 間 令和7年6月1日～30日 0800～1700

備 考 潜水訓練中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W31-W26

出 所 釧路海上保安部



7年300項 北海道南岸 — 厚岸港及び付近 小型船舶操縦訓練

下記区域で、小型船舶操縦訓練が実施される。

期 間 令和7年6月1日～11月30日（土、日及び祝日を除く）

1000～1500

区 域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

(1) 43-01.1N 144-49.3E

(2) 43-00.1N 144-49.1E

(3) 43-00.3N 144-48.5E

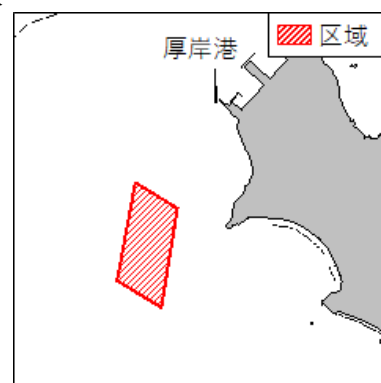
(4) 43-01.3N 144-48.7E

備 考 区域内に浮標3基設置

小型船3隻

海 図 W36

出 所 釧路海上保安部



7年301項 北海道東岸 — 知床岬付近 射撃訓練

下記区域で、巡視船による射撃訓練が実施される。

期 間 令和7年6月10日（予備日11日） 1100～1600

区 域 44-25.3N 145-32.5E

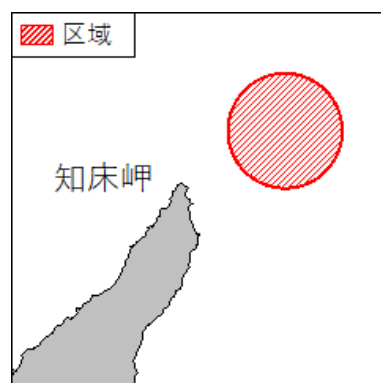
を中心とする半径5海里の円内

備 考 訓練中、国際信号旗「NE4」旗及び「UY」旗掲揚

警戒船配備

海 図 W42

出 所 根室海上保安部



7年302項 北海道西岸 — 稚内港 標識灯復旧

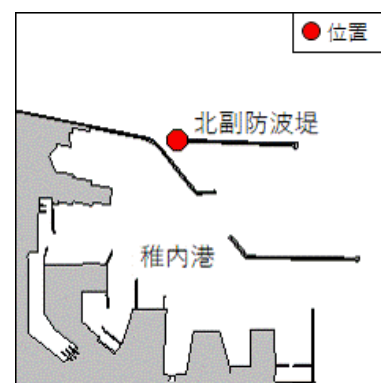
一管区水路通報6年47号785項削除

下記位置の標識灯(緑色)は復旧している。

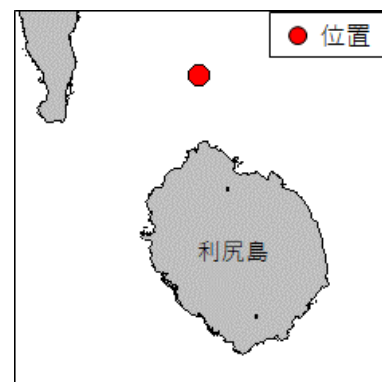
位 置 45-25-07.9N 141-41-33.4E

海 図 W1041

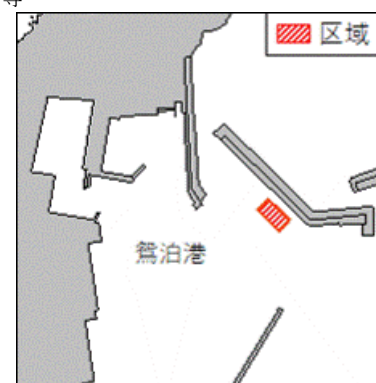
出 所 稚内港長



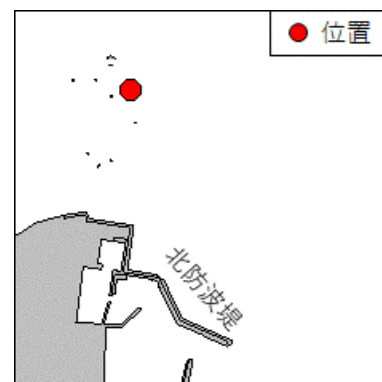
7年303項 北海道西岸 — 利尻島北方 魚礁設置作業
 下記区域で、作業船による魚礁設置作業が実施される。
 期 間 令和7年6月10日～10月20日
 区 域 下記地点付近
 45-18-26.1N 141-11-33.6E
 備 考 角型魚礁(高さ3.0m、136基)を設置
 海 図 W21-W1040
 出 所 稚内海上保安部



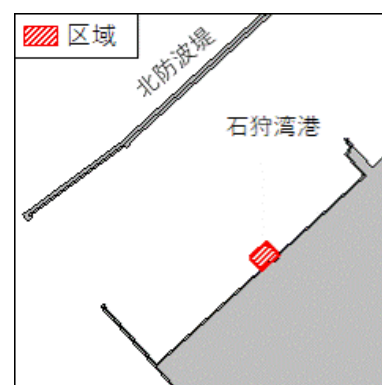
7年304項 北海道西岸 — 利尻島、鵜泊港 ケーソン進水作業等
 一管区水路通報7年15号214項削除
 図に示す区域で、ケーソン進水及び仮置作業が実施されている。
 期 間 令和7年9月22日まで
 海 図 W21(分図「鵜泊港」)
 出 所 稚内海上保安部



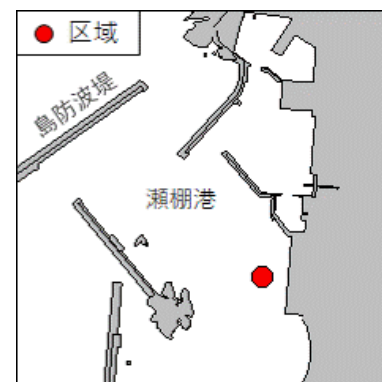
7年305項 北海道西岸 — 天売島、天売港 灯標について
 下記灯標は、改修工事に伴うシート(白色)設置等により灯塔が見え難くなる。
 期 間 令和7年6月上旬～8月下旬
 灯台名称 鷗岩灯標
 位 置 44-26.7N 141-19.7E
 海 図 W40B(分図「天売港」)
 参照書誌 411 0544番
 出 所 第一管区海上保安本部



7年306項 北海道西岸 — 石狩湾港 掘下げ作業
 下記区域で、掘下げ作業が実施される。
 期 間 令和7年6月9日～8月28日
 区 域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域
 (1) 43-11-43.2N 141-16-12.3E
 (2) 43-11-41.0N 141-16-15.0E
 (3) 43-11-43.6N 141-16-18.8E
 (4) 43-11-45.7N 141-16-16.1E
 海 図 W7
 出 所 第一管区海上保安本部



7年307項 北海道西岸 — 瀬棚港 掘下げ作業
 下記区域で、作業船による掘下げ作業が実施されている。
 期 間 令和7年12月19日まで
 区 域 下記地点付近
 42-26-51N 139-50-42E
 海 図 W39(瀬棚港)
 出 所 第一管区海上保安本部



7年308項 北海道西岸 — 奥尻島、青苗港 魚礁設置
 下記区域に、魚礁が設置されている。
 区 域 下記6地点を結ぶ線により囲まれる区域
 (1) 42-03-25N 139-27-10E (既設魚礁区域西端)
 (2) 42-03-22N 139-27-08E
 (3) 42-03-21N 139-27-09E
 (4) 42-03-22N 139-27-10E
 (5) 42-03-23N 139-27-11E
 (6) 42-03-24N 139-27-11E (既設魚礁区域南端)
 備 考 角型魚礁(高さ1.8m、76基)を設置
 海 図 W32(分図「青苗港」)
 出 所 第一管区海上保安本部



7年309項 本州東岸 — 尻屋崎東方 射撃訓練
 下記区域で、航空機による水上射撃及びフレア発射訓練が実施される。
 期 間 令和7年6月10日、11日(予備日12日)0800~1700
 区 域 41-20-10N 142-29-47E
 を中心とする半径15海里の円内
 海 図 W43
 出 所 防衛省海上幕僚監部



7年310項 本州北西岸 — 龍飛埼西南西方 射撃訓練
 下記区域で、航空機による水上射撃及びフレア発射訓練が実施される。
 期 間 令和7年6月10日、11日(予備日12日)0800~1700
 区 域 40-55-09N 139-04-48E
 を中心とする半径10海里の円内
 海 図 W43
 出 所 防衛省海上幕僚監部

